

資 料 編

環境審議会開催状況・委員名簿

大田市環境審議会条例

用語説明

気象の状況（気温、降水量、日照時間）

大気の状況

海水浴場、河川の水質検査結果

都市公園一覧

文化財一覧

資料編

大田市環境審議会開催状況

開催日	事項等	備考
平成25年11月7日(木)	第1回審議会	諮問
平成26年1月9日(木)	第2回審議会	
平成26年2月28日(金)	第3回審議会	答申

環境審議会委員名簿

(50音順)

氏名	選出区分・役職
板倉宏文	財団法人しまね自然と環境財団 常務理事
伊藤勝久	島根大学生物資源科学部教授
伊藤宏	大田の自然を守る会会長
上野正	大田市自治会連合会 事務局長
皆田修司	大田市森林組合 代表理事組合長
景山明彦	島根県県央保健所 環境衛生部長
河原節子	住民代表
菅本至洋	大田市校長会(志学小校長)
巢山弘介	島根大学生物資源科学部准教授
西山真治	大田商工会議所 専務理事
福田佳代子	市議会議員
三谷昌子	大田市婦人団体連絡協議会
山崎辰次	石見銀山農業協同組合 代表理事常務
弓場広明	住民代表
吉原幸則	大田地域JFしまね地区連絡会

大田市環境審議会条例

平成17年10月1日

条例第130号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、大田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境保全に関する基本的事項について調査、審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、参考人に意見を求め、又は関係者に対し資料の提出及び協力を求めることができる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

用語説明

ア行

・アイドリングストップ

必要以上の暖気運転の中止、運転手が車から離れる場合等停車中のアイドリングについても、地球環境に与える負荷を考慮し、できるだけ自粛する運動。

・育苗放流

人為的な施設で稚魚を育成し海へ放流すること。

・一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。

・エコショップ

環境にやさしい商品の販売や簡易包装、リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗のことをいいます。島根県では、「しまねエコショップ認定制度」を設け、上記の活動に取り組む店舗をエコショップとして認定しています。

・エコドライブ

不必要なアイドリングを止める、急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど燃料消費の少ない運転に心がけることや、燃費の良い自動車の選択、相乗りの習慣など、省エネルギーと排気ガス削減に役立つ運転のこと。

・LED照明

発光ダイオードという半導体を使用した照明器具のこと。長寿命のうえ消費電力が少ない。

・大田市下水道基本構想

本市における汚水処理の方針を明らかにする計画。公共下水道や農業集落排水施設等の汚水処理施設の整備及び合併処理浄化槽による市全域の下水道普及の目標となるもの。

《公共下水道》

市街地に降った雨水を速やかに河川などに排除し、また家庭や工場、事業所から排水される汚水を集め、終末処理場で処理し河川などに放流するもの。

《農業集落排水施設》

農業集落において農業用排水の水質保全等を目的として汚水処理をする施設。概ね1,000人以下の規模で実施される、農村下水道施設。

《合併処理浄化槽》

生活排水、し尿を沈殿分解、あるいは微生物の作用による腐敗または酸化分解などの方法によって処理、消毒し、放流する施設。

・大田市自然環境保全条例、環境保全地域

大田市の良好な自然環境の保全に関し、基本となる事項を定めた条例。この条例により、指定された区域が環境保全地域。

・大田市総合計画

本市における今後の進むべき方向と具体的な行政施策を明らかにする計画。地方自治法に基づく法定計画で、本市における地域づくりや行政施策の指針となる最も重要な計画。

・汚水処理人口普及率

公共下水道、農業集落排水施設等及びコミュニティプラント（住宅団地等の小規模汚水処理施設）を利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算定した数値で、汚水処理施設の普及状況の指標となります。

・温室効果ガス

大気中に放出されたガスで、地表面から宇宙空間に放出される熱の一部を吸収し、地球の平均気温を上昇させています。地球の平均気温の上昇により海面の上昇・伝染病などが危惧されています。（地球温暖化参照）

温室効果ガスの種類：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄 以上6種類

カ行

・環境家計簿

環境に負荷を与える行動を記録する帳簿。家庭から排出される廃棄物の量・家庭で使用されるエネルギーの量を記録、一定期間の集計を行い、日常生活を環境に配慮した行動へと改善していくために使用します。

・環境基準

環境基本法に基づき政府が設定する、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準のこと。

・京都議定書

1997年12月京都で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約」第3回締約国会議（COP3）において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標を決定させるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意されました。

・グリーンカーテン

アサガオやゴーヤなどのつる性の植物で建物の窓や壁をおおい、強い夏の日差しをさえぎったり、植物の蒸散作用により温度を下げるなどの効果がある「地球に優しい自然のカーテン」で、緑のカーテンともいいます。

・グリーン購入

商品を購入する際、価格・機能・品質等だけではなく、環境の視点を重視し、環境に与える影響の少ない商品を優先的に購入すること。（グリーン購入法）

・グリーンツーリズム

農山漁村などに長く滞在し、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ旅のこと。

- ・光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽光線（紫外線）によって光化学変化を起して作られるオゾン等の酸化性物質。光化学スモッグの主な原因とされています。

- ・ごみ堆肥化装置

家庭から出る生ごみを堆肥化する容器・機械（コンポスト等）。大田市では購入に対し補助金を交付しています。

サ行

- ・最終処分場

廃棄物を資源化・処理等を行った後、埋め立て処理を行う場所。

- ・再生可能エネルギー

地球温暖化への対策等を目的として太陽光、風力、流水・潮汐、地熱、バイオマス等、自然の力により補充される資源を、発電、燃料等のエネルギーに用いること。

対義語は枯渇性エネルギーで、化石燃料（石炭、石油、天然ガス等）やウラン等の地下資源を利用するもの。

- ・里山

平坦地に広がる田畑や集落の背後の裏山や丘陵をさす呼び名。クヌギ・コナラなどの雑木林や松林で、ここでは自然と人間が共生することで、半自然的な生態系が成り立っている。ここ数年、里山の価値が見直されている。

- ・産業廃棄物

事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、燃えがら・汚泥・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチックなど「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められた20種類の廃棄物のこと。

- ・自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、農林水産業などの社会経済活動を自然の循環に沿う形のものとし、また、様々な自然とのふれあいの場を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって受けることのできる社会。

- ・社会科副読本

子どもたちの環境教育に使用するために市が作成した冊子。小学4年生を中心に使用しています。

- ・循環型社会

①廃棄物の発生抑制、②循環資源（廃棄物等の有用性に着目して資源として捉えなおした概念）の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減させる社会のこと。

- ・新エネルギー

石油代替エネルギーの導入を図るために必要なエネルギーのこと。太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマスエネルギー、廃棄物発電、廃棄物熱利用、燃料電池などがあります。

- ・ **水源涵養（かんよう）能力**

森林が有している機能で、樹木、落ち葉及び森林土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下することにより、洪水調整、渇水緩和等河川流量の平準化を図る力のこと。また、農林業のうち、特に水田が有する保水・防災機能のこと。

- ・ **3R（スリーアール）**

リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったもの。ごみの削減、循環型社会を目指す方法。

- ・ **生活排水**

調理・洗濯・入浴など人間の日常生活に伴い公共用水域に排出されるもの。湖沼・内海・湾など閉鎖性水域の汚染の原因となっています。

- ・ **生物多様性**

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性と遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念のこと。

- ・ **生物多様性国家戦略2010**

生物多様性基本法に基づき平成22年3月16日閣議決定された初めての生物多様性国家戦略のこと。生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本計画。

- ・ **生物多様性条約第10回締約会議（COP10）**

2010年10月愛知県名古屋市にて開催され、179の締約国、関連国際機関等が参加しました。この会議においては、特に遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する『名古屋議定書』と、2011年以降の新戦略計画『愛知目標』が採択されました。

タ行

- ・ **地球温暖化**

温室効果ガスにより、地球の平均気温が上昇すること。

- ・ **低炭素社会**

地球温暖化の緩和を目的として、その原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素（CO₂）の排出が少ない社会。

- ・ **田園環境整備マスタープラン**

地域の合意のもと、市町村が作成する農村地域の環境保全に関する基本計画で、環境保全の基本方針や整備計画等を定めるもの。対象地域を「環境創造区域」と「環境配慮区域」に区分します。

- ・ **都市公園**

都市公園法第2条に規定する公園施設のこと。市内には7ヶ所整備されています。

ナ行

- ・ **CO₂（二酸化炭素）**

炭素化合物の燃焼により生成する無色無臭の気体で、赤外線を吸収する温室効果ガスの種類。

・熱回収

廃棄物の焼却等を行う際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。サーマルリサイクルともいいます。油化、ガス化の他、焼却熱利用、廃棄物発電など。

ハ 行

・バイオマスエネルギー

生物体を構成する有機物（木材、おがくず、ふん等）を利用するエネルギーで、化石燃料とは異なり再生可能なエネルギーのこと。

・パークアンドライド方式

観光地などの交通渋滞緩和、排気ガスによる大気汚染の軽減のため、自宅から自家用車で駅またはバス停まで行き、そこに設けられた駐車場に車を停車した後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して目的地に向かうシステムのこと。

・微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子の内大きさが2.5マイクロメートル（ μm ）（ $1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$ ）以下の非常に小さな粒子のこと。発生源としては、ボイラーなどのばい煙や自動車などのほか、土壌、火山など自然起源のもの、また大陸からの汚染物質の流入によるものもあります。

非常に小さい粒子のため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系、循環器系への影響が心配されています。

・フィールドミュージアム

自然そのものを学習、体験、レクリエーションの場として活用される自然型博物館。「三瓶自然館」には、フィールドセンター、野鳥鳥獣観察舎、自然観察入門広場、自然観察路、自転車路、登山路が整備されています。

・複層林

原則として自然林において、林を構成する木材を部分的に伐採し、その跡地に植樹等をして、複数の樹冠層を持つように作られた林のこと。伐採が部分的に行なわれることから、落葉層が絶えず地表を覆うため、保水力が大きく、公益的機能の維持向上や災害に強い。

・プラグインハイブリッド自動車

家庭用電源からプラグを利用して直接電力を供給し充電できるもので、従来のハイブリッド自動車に比べ電池を多く搭載しているため電気のみでより長距離を走行できる。ガソリンエンジンの長距離航続性能を残しながら電気自動車により近いタイプのハイブリッド自動車である。

・ベロタクシー

1997年にドイツで開発された人と環境に優しい高性能な自転車タクシー。人力で一人又は二人の乗客を乗せて走ります。

マ 行

・マイバッグ

買物袋を持参して、買い物した商品を入れて持ち帰ること。ビニール袋、レジ袋の減量化に

につながります。

ラ 行

・ライトダウンキャンペーン

地球温暖化防止を目的とし、毎年6月の夏至の日と7月7日（クールアース・デー）の両日の夜8時から10時までの2時間を、特別実施日として設定し、全国のライトアップ施設や各家庭の「ライトダウン」を呼びかける運動。

・ラムサール条約湿地

ラムサール条約は1971年2月2日にイランのラムサールという都市で採択された、湿地に関する条約です。

ラムサール条約湿地とは、この条約における国際的な基準に従って指定された「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地のことで、特に水鳥の生息地として国際的に重要とされています。

気象の状況（気温、降水量、日照時間）

年次	気 温 (°C)			降 水 量 (mm)		日照時間 h / 年
	平 均	最高極	最低極	年間量	日最大	
H 1 7	15.2	35.0	-4.5	1,378.0	137.0	1,644.5
H 1 8	15.3	35.9	-2.6	1,876.0	173.0	1,578.0
H 1 9	15.9	36.2	-1.0	1,671.0	74.0	1,721.8
H 2 0	15.3	35.8	-1.5	1,545.9	48.5	1,657.8
H 2 1	15.9	33.3	-1.8	1,905.5	173.5	1,605.7
H 2 2	15.4	37.5	-2.3	1,671.0	57.0	1,706.6
H 2 3	15.0	35.2	-3.9	1,858.0	157.5	1,642.9
H 2 4	14.9	37.4	-3.3	1,434.0	90.0	1,698.4

資料：気象庁

大気の状態

資料: 島根県環境政策課

浮遊粒子状物質 (SPM) と光化学オキシダント (Ox) の測定結果 (測定地点: 大田市大田町)

年度	SPM (mg/m ³)	Ox (ppm)	SPM (mg/m ³)	Ox (ppm)
	年平均値		1時間値の最高値 (Oxは昼間の最高値)	
H17	0.024	0.037	0.175	0.088
H18	0.022	0.032	0.409	0.088
H19	0.020	0.036	0.222	0.114
H20	0.019	0.034	0.118	0.107
H21	0.019	0.037	0.698	0.110
H22	0.018	0.038	0.258	0.105
H23	0.018	0.035	0.175	0.109

※SPMの環境基準: 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、1時間値0.20mg/m³以下であること。

※Oxの環境基準: 1時間値が0.06ppm以下であること。

島根県内のPM2.5 (微小粒子状物質) の測定結果 (H21~H23年度)

(測定地点: 松江市)

年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の 年間98%値	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数と その割合	
					日	%
	日	時間	μg/m ³	μg/m ³	日	%
H21	306	7409	14.8	40.7	16	5.2
H22	354	8528	16.2	38.7	13	3.7
H23	364	8734	13.2	29.2	2	0.5

※短期的評価方法: 年平均値が15μg/m³以下であれば環境基準達成

※長期的評価方法: 日平均値の年間98パーセントイル値が35μg/m³以下であれば環境基準達成

用語説明

・光化学オキシダント (Ox)

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽光線 (紫外線) によって化学反応を起こして作られるオゾン層等の酸化系物質。光化学スモッグの主な原因とされている。

・浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が10ミクロン以下のものをいう。SPMは微小のため大気中に長時間滞留し、肺や器官などに沈着して高濃度で呼吸系に悪影響を及ぼす。

・微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する粒子の内、大きさが2.5マイクロメートル (μm) (1μm=0.001mm) 以下の非常に小さな粒子のものをいう。発生源としては、ボイラーなどのばい煙や自動車などのほか、土壌、火山など自然起源のも、また大陸からの汚染物質の流入によるものがある。非常に小さい粒子のため肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系、循環器系への影響が心配されている。

海水浴場遊泳期間前の水質検査結果

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
波 根	AA	A	AA	AA	A	A	AA	AA	AA
久 手	AA	AA	AA	AA	A	A	AA	AA	AA
鳥 井	AA	A	AA	AA	AA	A	A	AA	AA
櫛 島	AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA	AA
福 光	AA	A	A	A	A	AA	AA	A	A
琴ヶ浜	AA	AA	AA	AA	A	AA	AA		

資料：島根県環境政策課

海水浴場判定基準

区 分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界) 2個/100m ³ 以下	油膜は認められないこと。	2mg/l以下	全透 1m以上
	水質A	100個/100m ³ 以下			
可	水質B	400個/100m ³ 以下	常時、油膜は認められないこと。	5mg/l以下	1m未満 ~50cm 以上
	水質C	1,000個/100m ³ 以下		8mg/l以下	
不 適		1,000個/100m ³ 以上	常時、油膜が認められる。	8mg/l以上	50cm未満

用語説明

・COD

化学的酸素要求量。湖沼や河川や海域における水中の有機物による汚濁の程度を示す代表的な指数。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

河川の水質検査(BOD)結果

(単位:mg/L)

河川名 (採水場所)	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	備考
静間川 (静間町 正原橋)	0.9	0.9	0.8	0.6	0.8	1.0	0.8	1.2	—	基準値： 2mg/L
静間川水系 銀山川 (久利町 銀水橋)	1.2	0.7	0.7	0.6	1.2	0.5 未満	0.7	0.6	0.8	
静間川水系 三瓶川 (大田町 日の出橋)	1.4	0.6	1.1	0.9	1.7	1.3	1.1	0.5 未満	0.7	
潮川 (仁摩町 下流)	4.6	0.5 未満	0.7	0.9	0.7	1.2	0.8	0.5 未満	0.9	
福光川 (温泉津町 河口)	3.1	0.5 未満	0.7	1.3	0.5	1.1	0.8	0.5 未満	0.9	

※静間川(正原橋)は75%水質値(資料:島根県環境政策課)、他の河川は年1回の測定値(資料:環境衛生課)である。

※静間川(本流)は、水域類型のA類型に指定されており、環境基準(BOD 2mg/L)を達成している。

用語説明

・BOD

生物化学的酸素要求量。河川の汚染の度合いを示す指標で、水中の有機物等の汚染源となる物質を微生物により無機化されるときに消費される酸素量をmg/Lで表したものである。数値が大きいほど汚染が進んでいることを示す。

・環境基準

河川における「生活環境の保全に関する環境基準」は、水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(S S)、溶存酸素量(DO)、大腸菌群数の5項目について定められている。

一般的に、環境基準の達成状況は、河川はBOD、湖沼・海域はCODの測定結果にもとづき評価される。

・75%水質値

公共用水域の水質を表す方法として一般的に年平均値が用いられているが、BODなど生活環境項目の環境基準に対する適合性の判断方法として、通常の状態(低水流量以上の状態)の最高値に相当する水質である75%水質値が用いられている。これは年間を通して4分の3の日数はその値を超えない水質レベルを示すもので、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから並べ、 $0.75 \times n$ 番目(nはデータ数)の値を75%水質値とする。

都市公園一覧表

平成 25 年 9 月 1 日現在

公園種類	公園名	場所	開設面積	施設概要
街区	山崎公園	大田町	0.49	遊具(スベリ台・シーソー)、東屋
〃	長久公園	長久町	0.24	遊具(ブランコ・すべり台・シーソー)、トイレ
〃	宮崎公園	大田町	0.44	遊具(複合遊具・スプリング・シーソー)、多目的広場、トイレ、東屋、駐車場
〃	鳴滝公園	大田町	0.53	遊具(複合遊具・スプリング・ブランコ)、芝生広場、トイレ、東屋
〃	駅前公園	大田町	0.12	多目的テラス・遊具・ベンチ・水飲み場
〃	駅北公園	大田町	0.15	東屋・広場・駐車場
〃	温泉津児童公園	温泉津町	0.30	遊具(ブランコ・すべり台)、多目的広場、トイレ、駐車場
地区	仁摩健康公園	仁摩町	7.80	遊具(複合遊具・ローラーすべり台・シーソー・スプリング)、多目的広場、芝生広場、テニスコート、トイレ、休憩所、駐車場
総合	大田市民公園	大田町	8.50	複合遊具、テニスコート、市民プール、総合体育館、多目的広場、野外ホール、市民球場、展望台、弓道場、駐車場 代官山動物園(ブランコ・すべり台・ジャングルジム・スプリング)
〃	櫛島公園	温泉津町	2.74	キャンプ場、休憩所
歴史	石見銀山公園	大森町	36.92	東屋、遊歩道、トイレ、駐車場、園路、休憩所

資料：都市計画課

指定文化財一覧表（天然記念物のみ抜粋）

平成 25 年 12 月 20 日現在

指定	指定年月日	名 称	所在地	備 考
国	昭 11. 9. 3	波根西の珪化木	久手町	ブナの木と推定
国	昭 34. 7. 4	松代鉦山の霰石産地	久利町	珠状で埋蔵
国	昭 44. 11. 29	三瓶山自然林	三瓶町・ 山口町	面積 123. 23 ヘクタール
国	平 16. 2. 27	三瓶小豆原埋没林	三瓶町	縄文時代後期の三瓶山の噴火により埋没したスギを主体とした巨木林
県	昭 43. 6. 7	姫逃池のカキツバタ群落	三瓶町	
県	昭 43. 6. 7	本宮神社の大杉	三瓶町	樹齢約 800 年、根回り約 13m、樹高約 43m(S 44 当時)
県	昭 56. 10. 30	日本海岸におけるハマナス 自生西限地	静間町	一部解除
県	昭 45. 10. 27	仁万の珪化木	仁摩町	田尻海岸
県	昭 52. 5. 4	沖蛇島のウミネコ繁殖地	温泉津町	
県	平 19. 5. 7	鬼村の鬼岩	大屋町	1 所
市	昭 46. 3. 20	定め松	三瓶町	江戸初期植樹、(現存は 1 株)
市	昭 48. 6. 22	石清水八幡宮の大杉群	大代町	天文 3 年(1534)創建記念樹
市	平 4. 12. 16	静之窟	静間町	
市	平 5. 3. 17	大賀二千年ハス	大田町	
市	平 5. 3. 17	高原の椎木	富山町	
市	昭 39. 12. 10	龍岩ののうぜんかずら	仁摩町	
市	平 4. 5. 11	大元神社のカツラ	温泉津町	
市	平 4. 5. 11	高野寺のアカガシ林	温泉津町	
市	平 4. 5. 11	沖泊のハマビワ群落	温泉津町	
市	平 4. 5. 11	井戸家のキャラボク	温泉津町	

資料：生涯学習課